



1

診察の概要



診察の意義

◇ 診察とは

診察とは、患者の身体をさまざまな手法によってしらべて精神的・肉体的異常を的確に把握し、その病状・病因などをさぐることをいう。また診察においては、その病状・病因などについてあらゆる可能性について考え、その後も経時的に情報収集をおこない、これに修正を加えていく必要がある。

われわれ鍼灸師は、患者に診断をくだし、またはその病名を患者に告げることができないが、医療の目的である治療を適切におこなうためには、患者を正しく診察して、その病態を把握しておくことは不可欠である。

注) 患者に診断をくだし、またはその病名を患者に告げることができない： 鍼灸師がおこなう施術行為は医療行為であるが、「診断」は医師が患者の健康状態に関し、医学的見地からおこなう総合的判断であり、わが国では医師のみがこれをおこなうことを許されている。

関連用語の理解

◇ 予後と転帰

患者の病態・疾患によっては、その後にとどるであろう経過を予測できることがある。このような将来にむかっただの見通しを**予後**という。このうち、**やがて治癒**することが予測されるものを**予後良好**といい、逆に死に至る可能性があるものを**予後不良**という。

また病気の経過の後、帰着した状態を**転帰**（てんき）という。これには治癒（全快・全治）、軽快、不変、そして死亡などがある。

◇ 所見

診察でえられた結果を**所見**という。所見には以下のようなもの

がふくまれる。

- ・ **自覚的所見** ----- 患者自身の感覚として訴えているものを自覚症状という。これらのうち客観的には判断できないものをいう。たとえば、頭痛・関節痛など各種の疼痛、かゆみ、感覚鈍麻、動悸、息切れ、疲労感、倦怠感などである。
- ・ **他覚的所見** ----- 患者自身の訴え(自覚症状)のうち、身体診察や画像診断などによって裏付けることができるものをいう。たとえば、四肢・体幹の変形、脈拍の数やリズムの異常、呼吸の数やリズムの異常、体温の異常、高血圧、筋萎縮などである。

◇◇ 診察法の種類

◇ 身体診察

診察には問診、視診、触診、聴診、打診などと、各種の臨床検査法がふくまれる。

これらのうち五感による問診、視診、触診、聴診、打診を身体診察という。身体診察においては、他人の身体への接触という一般社会ではタブーとされる行為をとるため、患者との信頼関係をたもつ十分な配慮が必要とされる。一般的に身体診察は、全身の観察をおこなったのち、頭頸部、上肢、胸部、腹部、下肢、神経系の順に、系統的にチェックする。

身体診察のうち視診は視覚を介する観察であり、触診は手で患者の体に触れることによる観察、打診は患者の体の一部を軽く叩いたときの音や振動の観察、聴診は患者の身体が発する音の観察をいう。

注) 身体診察： この語は physical examination の訳語でありときに「理学的検査」と訳されることがある。

注) 系統的にチェック： 実際の臨床では、病歴から見当をつけた異常な部位や臓器が重点的に診察されることも多い。

治療法

◇ 根治療法と対症療法

さまざまな治療法のうち疾患の原因そのものを除去しようとする治療を根治療法または原因療法げんしゆほうという。たとえば細菌感染症に対する抗生物質の使用や、癌を摘出する外科手術などがその例としてあげられる。

これに対し、疾患の症状を軽減・抑制する目的でおこなわれる治療を対症療法たいしやうほうという。たとえば感染症にともなう発熱に解熱薬を投与することや、頭痛・関節痛などの痛みに対して鎮痛薬を投与することなどがこれにあたる。

◇ 保存療法と外科的療法

手術などによって病巣を切除する手法を外科的療法(手術療法)というのに対し、外科的手段によらず、病気にかかっている臓器組織やその生理機能を温存し、しかも生体におよぼす侵襲しんしゆうの程度を最小限にとどめるように工夫しておこなう治療を保存療法という。

たとえば高齢の女性にしばしばみられる変形性膝関節症について、変形を補正する手術や、人工関節に置き換えるなどの手術をおこなうことは外科的療法である。これに対し運動療法をおこなったり、消炎鎮痛剤を投与することは保存療法にあたる。

注) 侵襲： 生体の内部環境を乱す可能性のある外部からの刺激を侵襲という。その具体例としては手術、外傷、熱傷、感染、出血、脱水、中毒、疼痛などがあげられる。

診療録

◇ 診療録とは

医療に関して、これにかかわる情報および経過などを記録し

たものを**診療録**または**カルテ**という。診療録の記載事項は、医療をうけた者の住所・氏名・性別・年齢、病名および主要症状、治療方法、実施年月日などである。また画像情報、検査結果用紙、紹介状なども、これにふくめて管理する。

診療録(カルテ)は患者の病態を的確に把握するとともに、症状・所見の変化などの経過をただしく観察するためにも、記載もれのないように記録し、大切に保管すべきである。

なお診療録(カルテ)の保管にあたっては**個人情報**を保護し、**他者にその内容を漏らしてはならない(守秘義務)**。

注) カルテ(Karte;ドイツ語): わが国において明治時代に移入された近代医学は、おもにドイツ医学であったためこのように呼ばれる。かつて日本の医師の多くは診療録をドイツ語で記述していた。

注) 正確に記録し、大切に保管: 医師または歯科医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。また、病院または診療所の管理者は、5年間これを保存しなければならない(医師法第24条、歯科医師法第23条)ただし鍼師・灸師については、診療録(カルテ)の記載および保管に関する義務規定はない。なお診療録の記載について、作成者の責任が明白であれば、コンピューターなどで作成(電子カルテ)することもできる。

